

『下請取引の適正化を図りたい』

「下請代金支払遅延等防止法」の規制について

下請取引における親事業者の義務と禁止行為を定めています。

法律の概要

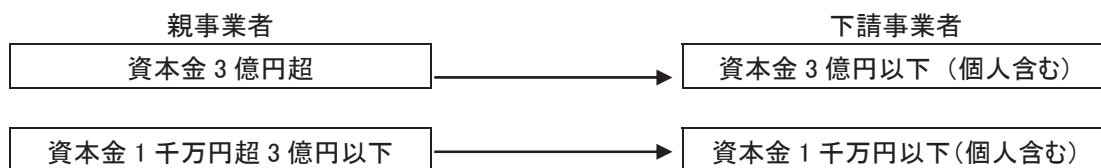
「下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」といいます。)」は、下請取引のルールを定めています。

下請代金法は、親事業者の不公正な取引を規制し、下請事業者の利益を保護することを目指すものです。中小企業庁と、公正取引委員会は、親事業者が下請代金法のルールを遵守しているかどうか調査を行い、違反事業者に対しては、同法を遵守するよう指導しています。

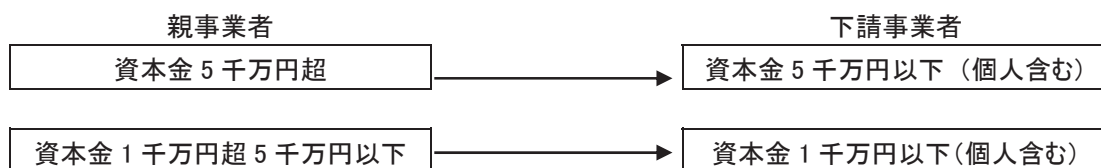
法律の適用範囲

下請代金法は、親事業者が下請事業者に物品の製造・修理、情報成果物(ソフトウェアなど)の作成又は役務(運送、情報処理、ビルメンテナンスなど)の提供を委託したとき※に適用されます。なお、建設工事の請負は、別途「建設業法」(国土交通省にお問い合わせ下さい)という法律が適用されます。

※ (1) 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託は、①資本金3億円超の法人が3億円以下の法人又は個人に、②資本金1千万円超3億円以下の法人が資本金1千万円以下の法人又は個人に委託する場合は対象となります。



(2) 政令で定めたものを除く情報成果物作成・役務提供委託は、①資本金5千万円超の法人が5千万円以下の法人又は個人に、②資本金1千万円超5千万円以下の法人が資本金1千万円以下の法人又は個人に委託する場合は対象となります。



法律の内容

【親事業者の義務】

(1)発注書面の交付義務

委託後、直ちに、給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等の事項を記載した書面を交付する義務

(2)下請取引の内容を記録した書類の作成、保存義務

委託後、給付、給付の受領(役務の提供の実施)、下請代金の支払等について記載した書類等を作成し、保存する義務

(3)下請代金の支払期日を定める義務

下請代金の支払期日について、給付を受領した日(役務の提供を受けた日)から60日以内で、かつ出来る限り短い期間内に定める義務

(4) 遅延利息の支払義務

支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）の60日後から、支払を行った日までの日数に、年率14.6%を乗じた金額を「遅延利息」として支払う義務

【親事業者の禁止行為】

(1) 受領拒否の禁止

下請事業者には責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。

(2) 下請代金の支払遅延の禁止

支払代金を、支払期日までに支払わないこと。

(3) 下請代金の減額の禁止

下請事業者には責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ずること。

(4) 返品等の禁止

下請事業者には責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者はその給付に係る物を引き取らせること。

(5) 買いたたきの禁止

通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

(6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

(7) 報復措置の禁止

中小企業庁又は公正取引委員会に対し、禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。

(9) 割引困難な手形の交付の禁止

支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。

(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。

(11) 不当なやり直し等の禁止

下請事業者には責任がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させること。

情報の提供について

下請事業者が、下請代金の買いたたきや減額等、下請代金法違反の疑いのある行為に直面するなど、下請取引上の問題がある場合は、積極的に以下の相談窓口へ情報提供してください。なお、その情報提供に係る秘密保持には万全を期します。寄せられた情報を踏まえ、下請代金法に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処してまいります。

お問い合わせ先（相談窓口）

中小企業庁 取引課 TEL: 03-3501-1732

各経済産業局中小企業課（巻末お問い合わせ先一覧参照）

「申告情報受付窓口」

URL: <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>

中小企業取引ホットライン TEL: 03-3501-7061（平日9:30-17:00）

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

TEL: 03-3581-3373（直通） URL: <http://www.jftc.go.jp/>

各公正取引委員会地方事務所